

「玄海原発避難計画と再稼働に関する質問・要請」への回答

(1) 危険区域にある避難所について

改正災害対策基本法が2014年4月に施行されたことに伴い、原子力災害対策特別措置法においても「危険区域に避難施設(避難所と緊急避難場所)を設定してはならない」とされました。

玄海原発事故時に避難受入先となる佐賀県、長崎県、福岡県3県の39市町に「避難所が危険区域にあるか」を3県の市民団体共同でアンケートで尋ねたところ、12市町で118か所(全避難所757か所のうち16%)が危険区域にあることがわかりました。佐賀県内では受入先17市町中8市町で76か所(全避難所538か所のうち14%)が土砂災害等の危険区域でした。市町によって差がありますが、唐津市の受入先である佐賀市では89か所中24か所(27%)、伊万里市の受入先である太良町では12か所中5か所(42%)にもなりました。

これでは改正災害対策基本法等の要件を満たさず、避難住民の安全を守ることにはできません。

また、避難元である玄海町、唐津市、伊万里市の3市町の一時集合場所についても調べたところ、唐津市では174か所ある集合場所のうち66か所が危険区域にありました(38%)。

玄海町からは、危険区域に集合場所は「ない」と回答いただきましたが、「玄海町防災マップ」を見ると「急傾斜地崩壊危険箇所」にある集合場所が多数見受けられました。県から「危険区域指定されていない」から「ない」とのことでした。

12月26日付の知事職務代行者からの回答文書(前回回答)で「法令に即している」と回答いただきましたが、内閣府原子力防災担当者は避難施設は災害対策基本法に基づいて危険区域外から指定される。そのあとから、原子力災害ではUPZ圏外から選ぶということになっている(昨年10月24日の市民団体の政府交渉にて)と明言されています。法律改正の趣旨にのっとれば、安全確保のために今のような状態を見直すべきではないでしょうか。

この件に関して、伊万里市総務部長は12月市議会で「避難する側にとっては心情的な不安もあると思うので、避難先との協議の議題に上げ、避難所の安全を確認したい」と答弁しました。唐津市総務部長は「避難所は安全な区域にあるのが大原則。そういう場所があれば、県と協議しながら見直しに努めなければならない」と答弁をしました。

①私達の調査結果について、法律の解釈はおいたとしても、「危険区域に避難所や一時集合場所がある」という事実を県としては認められますか。住民に知らせていますか。

(回答)

- 前回お答えしたとおり、災害対策基本法や原子力災害対策特別措置法では、原子力災害時の指定避難所は、想定される原子力災害による影響が比較的少ない場所にあることが求められており、現在の避難計画で定めている避難先は、法令に即したものとなっています。
- この考え方は、内閣府にも確認しており、法律の趣旨から見直しが必要とは考

えていません。

- このようなことから、原子力災害に関して「危険区域に避難所や一時集合場所がある」とは考えていません。
- なお、原子力災害の発生と同時に、避難先施設が使用できなくなるような自然災害が発生した場合は、当該施設以外の避難先を確保します。

【参考】 前回の質問及び回答（平成26年12月26日付け）

（質問）(11)危険区域にある避難施設

災害対策基本法が2014年4月に改正されたことに伴い、原子力災害対策特別措置法においても「危険区域に避難施設を設定してはならない」とされました。この法律に基づいて、避難元である自治体の一時集合場所（緊急避難場所）や、避難先の避難所の危険区域への設定は禁止されています。貴職は、避難元、避難先の全避難施設が「危険区域」に設定されていないことを確認していますか。具体的に何か所ありますか。また、違法状態については是正指導をしていますか。これらのことを住民に公表していますか。

（答）

- 災害対策基本法や原子力災害対策特別措置法などの規定では、原子力災害時に備えた指定避難所については、想定される原子力災害による影響が比較的少ない場所にあることが求められ、同じく原子力災害時に備え、市町村長が必要と認めるときに指定する指定緊急避難場所については、原子力災害時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがない地域にあることが求められています。
- 現行の避難計画で定めている避難先施設は、これらの法令に即したものとなっています。
- なお、原子力災害における指定緊急避難場所は、円滑かつ迅速な避難又は屋内退避の確保を図るための場所として、必要があると認めるときに指定するものであり、避難の際に自家用車による避難ができない住民などが集合する一時集合場所とは、必ずしも一致しません。現在のところ、県内には原子力災害における指定緊急避難場所と指定されている場所はありません。

②自治体から「協議、見直しに努めたい」との声があがっていますが、県として具体的にどう対処、見直しをされますか。

（回答）

- 危険区域に避難所があるかどうかとは別に、玄海町、唐津市及び伊万里市においては、避難先市町と避難所の運営等に関してそれぞれ協議を進められています。
- 県としても、市町と協議しながら、見直しが必要な点があれば随時見直しを行い、よりよい避難計画となるように取り組んでいきます。

(2) スクリーニング訓練について

1月24日の原子力防災訓練の際、要援護者施設の避難訓練や杵藤クリーンセンターでのスクリーニング訓練などを見学しました。初めて行ったという住民スクリーニング訓練についてのみ、以下、質問します。

- ① この日はスクリーニング訓練に参加する避難車両は21台だけでしたが、それでも順番待ちの行列ができました。最悪の想定では、何台何人がここに来て、すべての作業が終わるのにどのくらいの時間がかかりますか。
- ② 車両の除染訓練はなされませんでした。「国の指針で方法が決まっていないから」と環境の方は言われました。いつ決まるのですか。その際、訓練はしないのですか。スクリーニングと除染はセットで行なわなければ、スクリーニングポイントを設置する意味がないのではないですか。
- ③ 除染が必要とされる基準値がβ線で40000cpmとのことです。これは120Bq/cm²に相当しますが、これは法令で定められている「放射線管理区域からの物の持ち出し基準」4Bq/cm²の30倍にもなります。たとえば29倍の値を示しても、「汚染なし」と判断されて、除染もせずに通過させることになります。放射能汚染を拡大することになりませんか。
- ④ 「除染の際に出る放射能汚染廃棄物の処理はどうするのか」との質問に県は「事業者九州電力の責任で処理してもらおう」と回答されましたが、「具体的にどう処理するのか」と尋ねても「九州電力が検討中」とだけでした。いつまでに検討するのですか。事故が起きてからですか。

九州電力にもスクリーニング訓練の場にももらい、処理訓練もする必要があるのでないですか。

3.11後、放射能に汚染されたゴルフ場が裁判に訴えても「原発から飛散した放射性物質は『無主物』であり、東京電力の所有物ではない」とされたことがありました。これが九電だったらどのように思われますか。また、放射能が目には見えず無味無臭であることをいいことに無責任な飛散を許すのは、住民を安全安心から守れないのではないのでしょうか。

- ⑤ スクリーニングはすべての避難住民に必要です。なのに、なぜスクリーニング訓練は1か所だけしかやらないのですか。避難訓練はUPZ内のごく一部の住民が対象ですが、せめて、すべての訓練参加住民がスクリーニング訓練も行うべきではないのでしょうか。

(回答) ①～⑤

- 国が示した考え方によれば、原発から5km圏内については、放射性物質が放出される前に避難することから、汚染の可能性はなく、避難者や避難に使用する車両に対するスクリーニングは必要ないとされています。
- 一方で、5kmから30km圏内については、避難指示を受けた避難者を対象としたうえで、まずは車一台一台に対しスクリーニングを実施し、この車両スクリーニングの結果、基準値(β線:40,000cpm)を超える汚染があった場合には、車両内の避難者の任意の代表者一人をスクリーニングし、その者に汚染があった場合には、さらに他の同乗避難者全員もスクリーニングを行うとされています。
- このように、スクリーニングは、避難指示を受けた住民を対象に行うこととな

りますが、住民への避難指示は、原子力発電所の状況や空間放射線量の実測値に基づき地域を特定したうえで発令されます。

- したがって、30km圏内すべての住民が一斉にスクリーニングの対象となるわけではなく、また、具体的なスクリーニングマニュアルについては、国において検討されているものの、車両へのスクリーニングなどの効率的なスクリーニングを実施するための考え方が示されており、現時点においても、30km圏外の主要な避難経路上に設置される医療救護所（7か所）におけるスクリーニングで対応できるものと考えています。
- 今回の訓練は、スクリーニングについて国に聞き取り等を行い、その方法を具体化し、確認を行ったものですが、近日中に、国からスクリーニング及び除染についてのマニュアルが示されると思いますので、その内容を踏まえながら、スクリーニング及び除染の実施方法並びにそれらの訓練の実施方法について、検討を行ってまいります。

（3）避難計画全体にかかわる認識について

佐賀県の避難計画は、福島原発事故で起きた現実を無視・軽視し、防災の基本である最悪を想定することを怠り、実効性ある計画とはとても言えないものだと、私達はこれまで指摘してきました。古川前知事は、県民の命を守ることが第一の使命であるということをお忘れ、責任を放棄しているようなようでした。避難計画全体にかかわる認識について、以下、質問します。

①私達は避難計画の抜本的な見直しが必要と考えますが、貴職はその必要性があるとお考えでしょうか。

（回答）

- 佐賀県では、県地域防災計画のほか、関係市町や医療機関、福祉施設の避難計画など、基本となる計画は策定されており、原子力災害が発生した場合には、これらの計画に沿って、実際の災害状況に応じた万全の対策をとっていきます。
- 災害対策には「これで終わり」ということはなく、今後も、より良い地域防災計画や避難計画となるよう不断に見直しを進めていきます。
- 一方、実際の災害時には計画どおりに行くとは限らないため、計画を必要以上に絶対視せず、臨機応変の対応をしていくことが重要であると考えています。
- また、計画を運用するのは人であり、効果的な訓練によって、より実践的な体制を作り上げていきます。

②「UPZにおいて1日以内に避難が必要と考える範囲は実測値で毎時500マイクロシーベルト($\mu\text{Sv/h}$)超の地域」を目安とされていますが、「1年間の公衆の追加被ばく限度」1ミリを2時間で達してしまう極めて高い数値です。499 $\mu\text{Sv/h}$ までは被ばくを強いていいのでしょうか。住民に被ばくを強要するものではありませんか。

住民は500 $\mu\text{Sv/h}$ までは屋内退避となっているから被ばくしないと言われるのでしょうか、普通の住宅は密閉されていないところが多く、屋内退避といっても被ばくする可能性があることを住民に説明しておくべきではありませんか。また、佐賀県全域にわたる避難先では500 $\mu\text{Sv/h}$ 以内での被ばくした人や物を受け入れることを、避難先の住民に対して丁寧に説明し了解を求めるべきではありませんか。

私たちがこれまで面談してきて、自治体でさえも原発事故避難計画が十分周知徹底されていませんでしたが、まして住民に知らされていないと思いますが、このままでいいのでしょうか。

(回答)

- 現在の県の地域防災計画では、国の原子力災害対策指針を踏まえ、UPZ(5~30km圏内)においては、「全面緊急事態」となった場合には原則屋内退避としたうえで、空間線量率が毎時20マイクロシーベルトを超える地域では1週間以内、毎時500マイクロシーベルトを超える地域では1日以内に避難することとしています。
- 国の指針は、福島事故における教訓や国際基準を踏まえた上で、住民への放射線の影響を最小限に抑えるための考え方として定められたものであり、国際基準と比較した場合、上記の毎時20マイクロシーベルトに対してIAEAの基準は毎時100マイクロシーベルト、毎時500マイクロシーベルトに対してIAEAの基準は毎時1000マイクロシーベルトとなっています。
- 放射性物質が含まれる外気が通過している間は屋内退避によって外気から距離をとっていただき、避難が必要となった場合に、冷静に避難していただくことが適当と考えています。
- 屋内退避については、IAEAや米国環境保護庁の文献によると、木造家屋でも、内部被ばくを75%軽減する効果があるとされており、屋内退避や、これと同時に窓を閉める、換気扇を止めるといった対策には効果があると考えています。
- こうした屋内退避時に必要な手順については、「原子力防災のてびき」に記載し、県内全戸に配布をしたところです。
- なお、避難にあたり、放射性物質に汚染されている可能性のある方は、スクリーニングにより基準以上の汚染がないか確認されることや、「汚染」と「被ばく」の違いなどについても、「原子力防災のてびき」などにより周知に努めています。
- 避難先住民の理解促進や、避難住民への避難計画の周知のため、県においては、これまで、
 - ・ 原子力災害時にとるべき行動等を記載した「原子力防災のてびき」の県内全戸配布
 - ・ 県民だよりやホームページへの掲載
 - ・ 平成26年11月22日の佐賀新聞紙上に掲載した県政特集のような、新聞紙上での広報

などにより、全県民への周知に取り組んできています。

- さらに、市町においても既に周知に取り組んでいただいているところではありますが、引き続き、県内全市町に対し、住民への周知について働きかけていきます。
- いずれにしても、こうした周知の取組は不断に、継続的に行うことが必要と考えており、今後も、様々なツールを活用し、市町とも連携を図りながら、繰り返し取り組んでいきます。

③前知事は、私達への回答(2013年12月27日付)の中で「飯館村などにおいては、1か月の間に避難をすることが求められました。…こうしたことから、UPZの範囲外において避難が必要になる場合は、一定の時間的余裕があることが想定されるため…避難計画の策定までは必要ない」と回答されました。私達はこの重大な誤認識について、「無用な被ばくを強いられ故郷を奪われた飯館村の方達などの気持ちを踏みにじるものだ」と抗議も行いました。被ばくを強いられた飯館村の方達に対して、貴職は「時間的余裕があった」と言えますか。前知事の発言を、佐賀県として撤回してください。

(回答)

- ご指摘の回答は、30km圏外での避難計画の策定についてのものです。30km圏外でも、国の指針を踏まえ、緊急時モニタリングにより空間線量を測定し、一定の放射線量が確認されれば、30km圏内と同様に避難等の防護措置を実施することとしています。PAZ(5km圏)内の住民が全面緊急事態で即時避難となる場合や、UPZ(5~30km圏)内で毎時500マイクロシーベルト以上の空間放射線量が観測され1日以内の避難が指示される場合と比較して、20マイクロシーベルト以上の空間放射線量が測定された場合でも1週間以内での避難が指示されることになるため、その間に避難先を調整する時間的猶予がある、という趣旨でお答えしたものです。

<平成25年(2013年)12月27日付け県回答>

(質問)

(1) 避難訓練について

② (避難計画策定)

ア) 避難計画の策定はどこまで進んでいますか。福島原発事故では、30キロ圏外にも被害が及んでいます。そうした地域の避難計画はどうなっていますか。被害が及ぶことを想定しないのですか。

(答)

玄海町、唐津市、伊万里市においては、30km圏内の住民が避難できるよう、平成23年8月に、県の調整のもと、避難計画を策定しています。

福島事故の例を見ると、原発から半径30km圏外の地域では、計画的避難区域に指定された飯館村などにおいては、1か月の間に避難をすることが求められました。

また、国の原子力災害対策指針においては、飯館村の状況と同程度と考えられ

る毎時20マイクロシーベルトの空間放射線量率が測定された場合、1週間程度の間に一時移転することとされています。

こうしたことから、UPZの範囲外において避難が必要になる場合は、一定の**時間的余裕がある**ことが想定されるため、避難先などを調整することが可能であると考えており、避難計画の策定までは必要ないものと考えています。

<平成26年2月14日付け県回答>

(質問)

1. 福島の実態について

・飯舘村の人達に「時間的余裕があった」となぜ言えますか。

(答)

- 前回の回答では、新しい原子力災害対策指針において、飯舘村と同程度の空間放射線量率が検出された地域では一週間以内に避難することとされていることや、実際、飯舘村では、おおむね一か月以内に避難するよう避難指示されたことを踏まえて、「UPZの範囲外において避難が必要になる場合は、一定の時間的余裕があることが想定されるため、避難先などを調整することが可能である」とお答えしたところです。

④前知事は「自主避難はスムーズな避難の阻害になるから、国や県の指示に従って欲しい」「本当に避難が必要な人の支障になる」という発言をしました。

福島では国や県の指示が間違ったり遅れたり、あるいは情報が隠されたりしました。佐賀や九州にも福島原発事故による自主避難者が多数いらっしゃいます。**被ばくを避けようと自ら避難する人を「本当に避難が必要でない人」「阻害」だと、貴職は言えますか。**

(回答)

- 一刻も早く逃げたいという心理は理解できますし、緊急時にそのような行動をとられる方がいらっしゃる可能性はあると考えています。
- ただ、地域住民の皆さんが、安全かつよりスムーズに短時間で移動し避難していただくためには、
 - ・ 原子力発電所に近接しているPAZ（5km圏）にお住まいの方が、予防的に避難する
 - ・ UPZ（5～30km圏）にお住まいの方は、まず放射線防護措置として屋内退避をしていただき、放射線量の測定結果を踏まえ、避難が必要な地域を特定して、その地域の方のみ避難するという避難の方法が、地域住民の皆さん全体の被ばくリスクを最も少なくすることにつながる、ということをご理解いただき、協力していただきたいと考えています。
- 現在の原子力災害対策の考え方は、福島における原子力災害の教訓や、国際基準の考え方を踏まえ、住民への放射線の影響を最小限に抑えるために定められた考え方であり、原子力災害時の避難行動のあり方を住民の方々にしっかり理解していただけるよう、今後も周知を行ってまいります。

⑤昨年8月22日の市長会との会合で、30キロ圏外にも避難計画が必要、との声がありました。首長のみなさんが心配するのは、住民の命を守ろうとすれば当然のことです。私達の質問に対して、県は前回回答の中で「あらかじめ避難計画を策定しておく必要まではない」としています。福島の実現を直視し、最悪をするのなら、佐賀県全域の住民の避難計画は必要ではないでしょうか。

(回答)

○ 前回のご質問にお答えしたとおり、以下のとおり考えています。

<前回質問(平成26年11月20日付け)に対する県からの回答>

- 福島では、初期の対応として、20km圏に一斉避難、20～30km圏に屋内退避の指示が出されましたが、国の原子力災害対策指針では、こうした状況を踏まえつつ、国際基準で定められている範囲の最大値を採用し、地域防災計画の原子力災害対策編や避難計画を策定することとされている範囲は、概ね半径30km圏とされています。
- 福島の実況を考慮したこのような考え方を踏まえ、佐賀県においても30km圏で地域防災計画の原子力災害対策編や避難計画を定めています。
- 一方、30km圏の外においても、国の指針を踏まえ、緊急時モニタリングにより空間線量を測定し、一定の放射線量が確認されれば、30km圏内と同様に避難等の防護措置を実施することとしています。
- また、福島の事例からも放射線量の基準を超えて避難が必要な地域は一定の方向に限られると考えられ、計画上避難先とされていても使用しない施設を、避難先として活用可能です。
- 以上のことから、万が一の原子力災害時に、30km圏外において避難が必要となった場合においても、こうした考え方に基づいて一定期間(空間線量が毎時20マイクロシーベルトを超えた地域であれば1週間以内など)の間に県が避難先を確保し、避難を実施することができると考えており、あらかじめ避難計画を策定しておく必要まではないと考えています。

(4) 再稼働に対する地元同意について

再稼働には、原発事故によって影響を受けうるすべての住民の同意が必要です。少なくとも、避難計画の作成が義務づけられているUPZ30キロ圏内の自治体の同意が必要です。

そのような私達の要請に対して県は前回回答で、地元同意の範囲について「国から協議があった時に、国の考え方を確認したい」と述べるにとどまりました。また、再稼働について「県内全市町、全地域で、要援護者をはじめ様々な立場の住民の声を聴く公聴会や公開説明会等を開催しないのか」の質問に対して、県は対応を決めていない「国が『前面に立つ』と言っている」というだけで、県民の命を第一にする姿勢がまったく感じられないものでした。

2月20日の県議会本会議で貴職は地元同意について規制委の審査結果が出た後、国と協議し、県の考え方を整理すると、前知事同様の他人事のような答弁をされました。「佐賀のことは佐賀で決める」で言われて知事選を制した貴職に、あらためてお尋ねします。

- ① 県民の命を預かる立場から、伊万里市民の代表者たる伊万里市長の要請を受けて、積極的に地元同意を広げるよう、国や九電にはたらきかけるおつもりはありませんか。
- ② 「地元同意」に至る過程で、県内全市町、全地域で、要援護者をはじめ様々な立場の住民の声を聞く公聴会や公開説明会等を開催しないのですか。
- ③ 国や電力事業者、また再稼働推進の立場の学者・専門家だけでなく、再稼働反対・慎重な立場の学者・専門家や住民の意見を聞く機会などは設けないのですか。でなければ公平性を欠くことになりませんか。

(回答) ①～③

- 原子力発電に関する県としての考え方の基本は、「県民の安全を第一に考える」ということです。
- 原子力発電所は、安全性が確認されることが前提であり、まずは一元的に規制監督権限を有する原子力規制委員会において、規制基準に基づく厳格な審査を行っていただくことが何よりも必要であると考えています。
- 原子力発電所の再稼働にあたっての地元の同意については、特に法的に定められたものはないと理解しています。
- 原子力発電所の再稼働の判断については、一義的に国・事業者の責任で行われるべきものであり、国は、エネルギー基本計画において「国も前面に立ち、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう、取り組む」とされていることから、具体的な個別プラント毎の再稼働について、このことに基づいて、国がどのような責任を果たそうとされているのかをしっかりと確認し、見ていきたいと考えています。
- また、国は、個別プラントの設置変更許可が出て、基本的な安全性が確認された段階から、理解を得ていく範囲や住民への説明をどのようにするかも含め、各地域と協議しながら、具体的な対応を考えていくとされていますので、県としては、国から協議があったときに、国の再稼働に関する考え方をしっかりと確認した上で、他県の事例も参考にしながら、県としての考え方を整理していきたいと考えています。